2　肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三　肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第九条第一項に規定する肝炎対策基本指針の策定に関すること。

第六条第二項中「がん対策推進協議会」を「肝炎対策推進協議会」に改める。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（肝炎対策推進協議会）

第十一条の四　肝炎対策推進協議会については、肝炎対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第九十八号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済措置（第三条―第十条）
第三章　特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者との補償契約（第十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別の措置を講ずるとともに、新型インフルエンザワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等により特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者等に生ずる損失について政府が補償することにより、新型インフルエンザ予防接種の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「新型インフルエンザ」とは、インフルエンザであって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして同法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したものをいう。

2　この法律において「新型インフルエンザワクチン」とは、新型インフルエンザに係るワクチンをいう。

3　この法律において「新型インフルエンザ予防接種」とは、新型インフルエンザに対して免疫の効果を得させるため、新型インフルエンザワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

4　この法律において「特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者」とは、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であって、新型インフルエンザワクチンの製造販売（同法第二条第十二項に規定する製造販売をいう。）について、同法第十四条の三第一項の規定により同法第十四条の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）をいう。

第二章　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済措置

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済のための給付）

第三条　厚生労働大臣は、自らが行う新型インフルエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、次条及び第五条に定めるところにより、給付を行う。

2　厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

（給付の範囲）

第四条　前条第一項の規定による給付（以下この章において「給付」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一　医療費及び医療手当　新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二　障害児養育年金　新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

三　障害年金　新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

四　遺族年金又は遺族一時金　新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五　葬祭料　新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

（政令への委任）

第五条　前条に定めるもののほか、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。

2　前条第一号から第四号までの政令及び前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第一号イに規定する副作用救済給付に係る同法第十六条第一項第一号から第四号までの政令及び同条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。

（損害賠償との調整）

第六条　厚生労働大臣は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

2　厚生労働大臣は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の徴収）

第七条　厚生労働大臣は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第八条　給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第九条　租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。